

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月18日
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
	連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ ヘッジ付外国債券オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	当初自己設定額 1,000万円 継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

I【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で半期報告書を提出致しましたので、平成24年7月4日に届出済みの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、提出するものです。

II【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は＜更新後＞とし、原届出書に追加される内容を記載する場合は＜追加＞とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

（略）

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

（略）

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

（略）

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	（略）

（略）

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

（略）

投資形態	ファミリーファンド	（略）
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

（略）

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

＜訂正後＞

（略）

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

（略）

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

（略）

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	（略）

（略）

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

（略）

投資形態	ファミリーファンド	（略）
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

（略）

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

<更新後>

ファンドの目的

世界主要国（日本を除く）の公社債を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

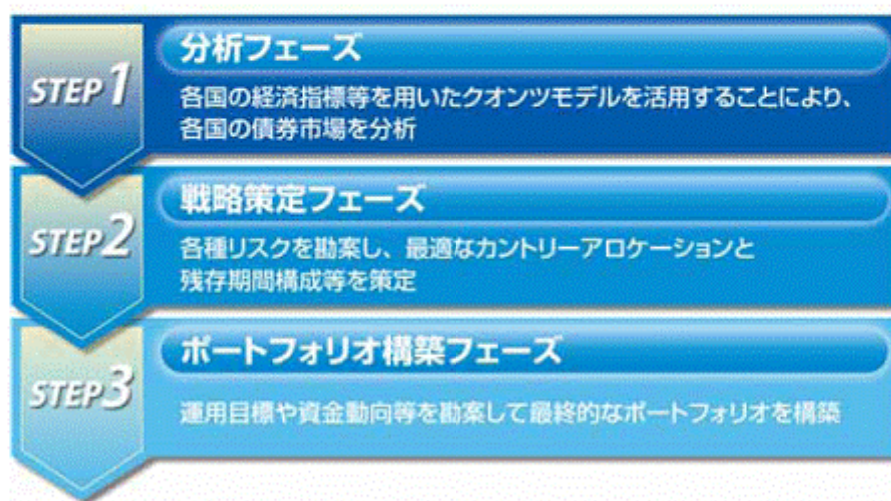
投資対象

世界主要国（日本を除く）の公社債を実質的な主要投資対象とします。

運用方法／運用プロセス

- シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
- 運用にあたっては、クオンツモデルを活用します。

<ポートフォリオ構築プロセス>



1 上図はポートフォリオ構築プロセスのイメージであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

2 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。

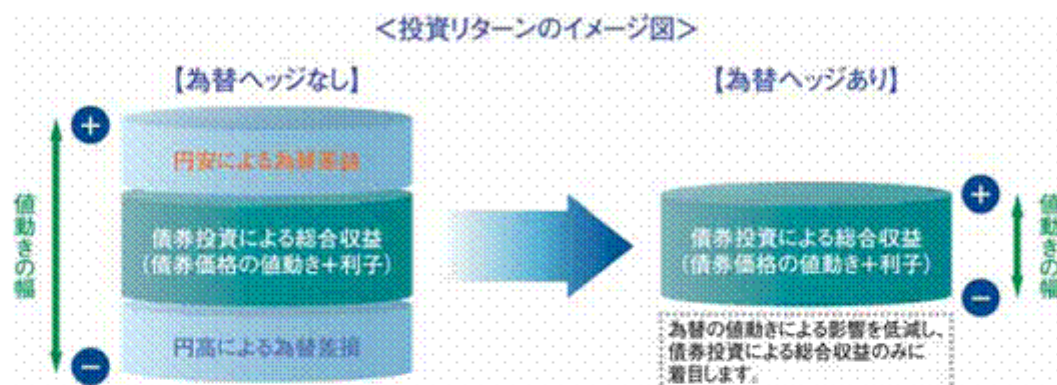
3 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

為替対応方針

原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジの活用

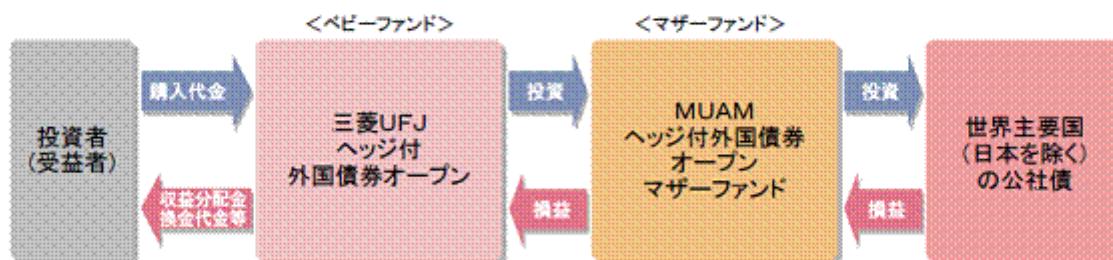
為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストが別途かかります。



■ 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

運用は主にMUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、世界主要国（日本を除く）の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

- 年1回の決算時(6月15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

平成24年7月20日 設定日、信託契約締結、運用開始(予定)

＜訂正後＞

平成24年7月20日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

③委託会社の概況

<訂正前>

- ・資本金
2,000百万円（平成24年4月末現在）
（略）
- ・大株主の状況（平成24年4月末現在）
（略）

<訂正後>

- ・資本金
2,000百万円（平成25年2月末現在）
（略）
- ・大株主の状況（平成25年2月末現在）
（略）

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（略）

ファンドの運用体制等は平成24年7月20日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

<訂正後>

（略）

ファンドの運用体制等は平成25年4月19日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

<訂正前>

（略）

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

<訂正後>

（略）

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

①個人の受益者に対する課税

（略）

1. 収益分配金の課税

（略）

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

2. 解約時および償還時の課税 （略）

10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
（略）

※平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。

（略）

※平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

（略）

※上記は平成24年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（略）

<訂正後>

（略）

①個人の受益者に対する課税

（略）

1. 収益分配金の課税

（略）

原則として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

（略）

10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

（略）

※平成26年1月1日以降の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）の税率[※]で源泉徴収されます。

（略）

※平成26年1月1日以降の税率は、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

（略）

※上記は平成25年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（略）

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

平成25年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	313,899,820	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	779,249	0.25
純資産総額		314,679,069	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成25年2月28日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド	親投資信託 受益証券	—	224,599,185	1.3949 1.3976	313,293,404 313,899,820	— —	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.75
合 計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
平成24年 7月末日	9,976,956	9,977
8月末日	9,997,891	9,998
9月末日	13,774,882	10,017
10月末日	38,575,694	10,032
11月末日	38,980,741	10,137
12月末日	48,024,660	10,151
平成25年 1月末日	111,536,456	10,053
2月末日	314,679,069	10,076

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

	収益率（％）
平成24年7月20日（設定日）から 平成25年2月末日までの期間	0.76

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。ただし、平成24年7月20日から平成25年2月末日までの期間については平成25年2月末日の基準価額から当初元本（1万口当たり1万円）を控除した額を当初元本（1万口当たり1万円）で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
平成24年7月20日（設定日）から 平成25年2月28日までの期間	312,291,622	—	312,291,622

<参考>

「MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド」

（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	95,124,190,197	40.94
	ドイツ	25,197,057,942	10.85
	フランス	24,119,176,292	10.38
	イタリア	24,085,875,213	10.37
	イギリス	17,705,366,413	7.62
	スペイン	10,790,548,423	4.64
	ベルギー	9,358,257,746	4.03
	カナダ	6,434,257,621	2.77
	オランダ	4,869,020,569	2.10
	オーストラリア	3,723,827,005	1.60
	ポーランド	2,032,998,844	0.88
	スウェーデン	1,762,388,153	0.76
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	7,130,578,827	3.06
純資産総額		232,333,543,245	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）		
アメリカ	4.5 T-NOTE 151115	国債証券	—	108,700,000.00	10,367.88 10,290.6533	11,269,891,840 11,185,940,237	4.500000 2015/11/15	4.81
アメリカ	2.5 T-NOTE 150430	国債証券	—	113,000,000.00	9,778.56 9,698.0112	11,049,777,449 10,958,752,662	2.500000 2015/04/30	4.72
アメリカ	4.75 T-NOTE 170815	国債証券	—	93,000,000.00	11,049.01 10,919.0709	10,275,585,398 10,154,735,971	4.750000 2017/08/15	4.37
アメリカ	4.75 T-NOTE 140515	国債証券	—	102,500,000.00	10,034.55 9,759.4436	10,285,423,692 10,003,429,718	4.750000 2014/05/15	4.31
アメリカ	4.625 T-NOTE 161115	国債証券	—	74,000,000.00	10,822.20 10,653.8274	8,008,431,698 7,883,832,291	4.625000 2016/11/15	3.39
アメリカ	4.875 T-NOTE 160815	国債証券	—	70,500,000.00	10,864.50 10,661.0547	7,659,475,662 7,516,043,609	4.875000 2016/08/15	3.24
アメリカ	2.125 T-NOTE 210815	国債証券	—	55,800,000.00	9,735.45 9,631.1582	5,432,386,530 5,374,186,320	2.125000 2021/08/15	2.31
アメリカ	4 T-NOTE 180815	国債証券	—	47,000,000.00	10,965.21 10,802.7107	5,153,648,841 5,077,274,030	4.000000 2018/08/15	2.19
イタリア	4.25 ITALY GOVT 150201	国債証券	—	35,500,000.00	12,112.99 12,633.9607	4,300,114,612 4,485,056,066	4.250000 2015/02/01	1.93
イタリア	4.5 ITALY GOVT 190301	国債証券	—	34,400,000.00	12,554.30 12,522.0427	4,318,679,619 4,307,582,706	4.500000 2019/03/01	1.85

フランス	4 0.A.T 141025	国債証券	—	32,500,000.00	13,081.96 12,922.8795	4,251,637,087 4,199,935,837	4.000000 2014/10/25	1.81
フランス	3.25 0.A.T 211025	国債証券	—	30,200,000.00	12,878.32 13,456.3147	3,889,255,119 4,063,807,054	3.250000 2021/10/25	1.75
アメリカ	4.25 T-NOTE 141115	国債証券	—	41,000,000.00	10,117.19 9,885.9221	4,148,050,828 4,053,228,078	4.250000 2014/11/15	1.74
ドイツ	2.5 BUND 210104	国債証券	—	29,100,000.00	13,478.18 13,497.0675	3,922,151,712 3,927,646,642	2.500000 2021/01/04	1.69
ドイツ	3.5 BUND 190704	国債証券	—	27,000,000.00	14,150.94 14,270.1532	3,820,756,437 3,852,941,377	3.500000 2019/07/04	1.66
ドイツ	3.5 BUND 160104	国債証券	—	27,900,000.00	13,498.83 13,329.7987	3,766,174,515 3,719,013,851	3.500000 2016/01/04	1.60
ドイツ	4 BUND 180104	国債証券	—	25,000,000.00	14,299.47 14,251.2975	3,574,868,941 3,562,824,375	4.000000 2018/01/04	1.53
イタリア	5 ITALY GOVT 220301	国債証券	—	28,000,000.00	12,407.84 12,564.6202	3,474,197,484 3,518,093,670	5.000000 2022/03/01	1.51
アメリカ	1.375 T-NOTE 181231	国債証券	—	37,000,000.00	9,468.39 9,456.2565	3,503,307,445 3,498,814,928	1.375000 2018/12/31	1.51
フランス	4.25 0.A.T 231025	国債証券	—	23,000,000.00	14,092.78 14,361.9990	3,241,339,920 3,303,259,770	4.250000 2023/10/25	1.42
イギリス	3.75 GILT 200907	国債証券	—	20,000,000.00	16,507.51 16,255.5478	3,301,502,400 3,251,109,570	3.750000 2020/09/07	1.40
イギリス	4.75 GILT 381207	国債証券	—	17,900,000.00	18,759.28 17,901.3861	3,357,911,488 3,204,348,111	4.750000 2038/12/07	1.38
スペイン	4.75 SPAIN GOVT 140730	国債証券	—	24,700,000.00	12,348.76 12,601.7235	3,050,143,831 3,112,625,704	4.750000 2014/07/30	1.34
フランス	5.5 0.A.T 290425	国債証券	—	18,500,000.00	15,867.59 16,369.8322	2,935,505,737 3,028,418,966	5.500000 2029/04/25	1.30
アメリカ	3.625 T-NOTE 210215	国債証券	—	26,700,000.00	10,998.51 10,749.2283	2,936,603,211 2,870,043,971	3.625000 2021/02/15	1.24
フランス	3.75 0.A.T 170425	国債証券	—	20,500,000.00	13,543.09 13,653.9960	2,776,334,619 2,799,069,180	3.750000 2017/04/25	1.20
スペイン	3.25 SPAIN GOVT 160430	国債証券	—	21,500,000.00	11,215.16 12,160.1340	2,411,261,145 2,614,428,810	3.250000 2016/04/30	1.13
アメリカ	3.625 T-NOTE 200215	国債証券	—	23,100,000.00	10,928.20 10,739.1100	2,524,415,655 2,480,734,427	3.625000 2020/02/15	1.07
イタリア	5.25 ITALY GOVT 170801	国債証券	—	18,800,000.00	12,279.57 13,051.8285	2,308,560,565 2,453,743,758	5.250000 2017/08/01	1.06
アメリカ	3.125 T-BOND 411115	国債証券	—	26,000,000.00	9,862.59 9,339.1735	2,564,275,150 2,428,185,134	3.125000 2041/11/15	1.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	96.93
合 計	96.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2013年2月28日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

2 分配の推移

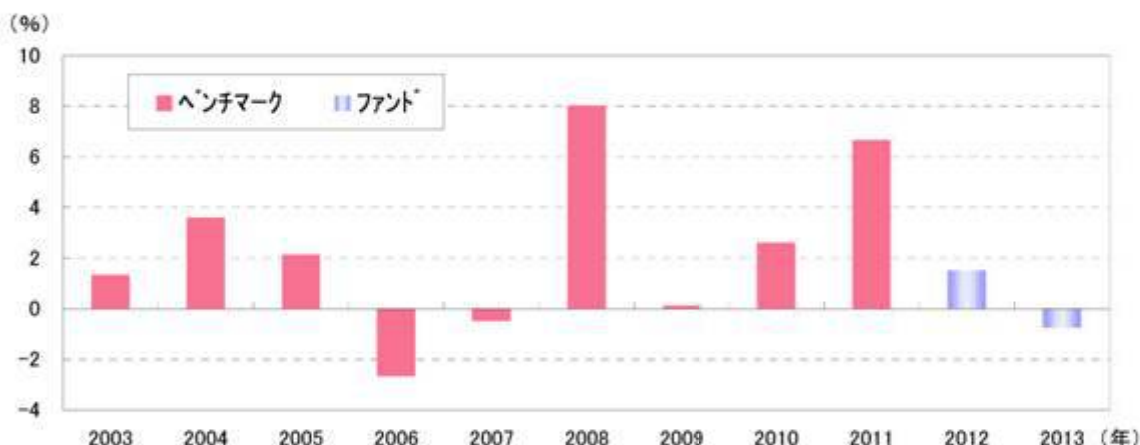
第1回目の決算日は2013年6月17日のため、記載事項はありません。

3 主要な資産の状況(2013年2月28日現在)

国・地域別構成	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
アメリカ	40.8%	1 4.5 T-NOTE 151115	国債	アメリカ	4.8%
ドイツ	10.8%	2 2.5 T-NOTE 150430	国債	アメリカ	4.7%
フランス	10.3%	3 4.75 T-NOTE 170815	国債	アメリカ	4.4%
イタリア	10.3%	4 4.75 T-NOTE 140515	国債	アメリカ	4.3%
イギリス	7.6%	5 4.625 T-NOTE 161115	国債	アメリカ	3.4%
スペイン	4.6%	6 4.875 T-NOTE 160815	国債	アメリカ	3.2%
ベルギー	4.0%	7 2.125 T-NOTE 210815	国債	アメリカ	2.3%
カナダ	2.8%	8 4 T-NOTE 180815	国債	アメリカ	2.2%
その他	8.8%	9 4.25 ITALY GOVT 150201	国債	イタリア	1.9%
合計	100.0%	10 4.5 ITALY GOVT 190301	国債	イタリア	1.8%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2012年は設定日から年末までの、2013年は2月28日までの収益率を表示
- ・2011年以前はベンチマークの年間収益率(委託会社の計算日基準)を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】**

<訂正前>

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 (略) (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および <u>社団法人投資信託協会規則</u> にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (略)
-----------	--

(略)

<訂正後>

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 (略) (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (略)
-----------	--

(略)

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1期計算期間は、約款第40条により、平成24年7月20日から平成25年6月17日までとしております。ただし、第1期中間計算期間は、平成24年7月20日から平成25年1月19日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成24年7月20日から平成25年1月19日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

三菱UFJ ヘッジ付外国債券オープン

1【中間財務諸表】

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		第 1 期中間計算期間末 [平成25年1月19日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託		33,671,773
コール・ローン		251,545
親投資信託受益証券		78,234,344
未収入金		4,767
流動資産合計		112,162,429
資産合計		112,162,429
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		7,625
未払委託者報酬		53,433
その他未払費用		520
流動負債合計		61,578
負債合計		61,578
純資産の部		
元本等		
元本	※1	110,944,304
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）		1,156,547
元本等合計		112,100,851
純資産合計		112,100,851
負債純資産合計		112,162,429

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 1 期中間計算期間 自 平成24年 7月20日 至 平成25年 1月19日
営業収益	
受取利息	4
有価証券売買等損益	400,630
営業収益合計	400,634
営業費用	
受託者報酬	7,625
委託者報酬	53,433
その他費用	520
営業費用合計	61,578
営業利益	339,056
経常利益	339,056
中間純利益	339,056
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	817,491
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	817,491
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,156,547

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 1 期中間計算期間末 [平成25年1月19日現在]
※ 1 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	100,944,304円
期中一部解約元本額	—
2 受益権の総数	110,944,304口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0104円 (10,104円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 1 期中間計算期間末 [平成25年1月19日現在]
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	〔平成25年1月18日現在〕
	金 額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,526,707,518
コール・ローン	5,374,502,799
国債証券	223,108,589,266
未収利息	2,349,734,403
前払費用	515,413,112
流動資産合計	233,874,947,098
資産合計	233,874,947,098
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,051,771,050
未払金	1,792,075,717
未払解約金	4,518,194
流動負債合計	8,848,364,961
負債合計	8,848,364,961
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	160,875,258,143
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	64,151,323,994
元本等合計	225,026,582,137
純資産合計	225,026,582,137
負債純資産合計	233,874,947,098

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月16日から翌年6月15日までであります。

（注2）平成25年1月19日が休業日のため、前営業日の平成25年1月18日現在における親投資信託の状況です。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成25年1月18日現在]
※ 1 期首	平成24年7月20日
期首元本額	158,587,468,281円
期首からの追加設定元本額	6,061,757,923円
期首からの一部解約元本額	3,773,968,061円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ヘッジ付外国債券オープン	55,929,614円
MUAM ヘッジ付外国債券オープンⅡ（適格機関投資家限定）	74,426,085,559円
三菱ＵＦＪ バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	43,010,989,784円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ２０型（適格機関投資家限定）	2,991,460,550円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ４０型（適格機関投資家限定）	3,860,909,601円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ５０型（適格機関投資家限定）	34,532,277,791円
三菱ＵＦＪ バランスファンドＶＡ ３０型（適格機関投資家限定）	1,266,529,891円
三菱ＵＦＪ バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	731,075,353円
（合 計）	160,875,258,143円
2 受益権の総数	160,875,258,143口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3988円 (13,988円)

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成25年1月18日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	

（有価証券関係に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	[平成25年1月18日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	94,207,365,300	—	96,190,830,000	△1,983,464,700
	カナダドル	6,396,460,960	—	6,546,724,000	△150,263,040
	オーストラリアドル	3,651,209,000	—	3,756,811,000	△105,602,000
	イギリスポンド	17,665,037,500	—	17,958,750,000	△293,712,500
	スウェーデンクローネ	1,708,135,030	—	1,757,793,000	△49,657,970
	ポーランドズロチ	1,977,492,000	—	2,071,780,000	△94,288,000
	ユーロ	93,000,402,160	—	97,375,185,000	△4,374,782,840
	合 計	218,606,101,950	—	225,657,873,000	△7,051,771,050

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	314,745,798
II 負 債 総 額	66,729
III 純資産総額（I－II）	314,679,069
IV 発 行 済 口 数	312,291,622 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0076 (1万口当たり 10,076)

<参考>

「MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	239,157,967,645
II 負 債 総 額	6,824,424,400
III 純資産総額（I－II）	232,333,543,245
IV 発 行 済 口 数	166,233,719,077 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.3976 (1万口当たり 13,976)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

<訂正前>

平成24年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

<訂正後>

平成25年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

<訂正前>

（略）

ファンドの運用体制等は平成24年4月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

<訂正後>

（略）

ファンドの運用体制等は平成25年2月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	408	6,534,457
追加型公社債投資信託	18	623,363
単位型株式投資信託	6	18,002
単位型公社債投資信託	3	82,958
合 計	435	7,258,781

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（第27期事業年度の財務諸表は省略）

<追加>

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)	
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	16,996,643
有価証券	8,000,000
前払費用	336,791
未収入金	221,616
未収委託者報酬	3,698,009
未収収益	39,360
繰延税金資産	374,925
金銭の信託	30,000
その他	27,966
流動資産合計	29,725,313
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 269,044
器具備品	※1 174,256
土地	1,205,031
有形固定資産合計	1,648,332
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	874,592
ソフトウェア仮勘定	414,462
その他	9
無形固定資産合計	1,304,887
投資その他の資産	
投資有価証券	13,875,312
関係会社株式	320,136
長期性預金	5,500,000
長期差入保証金	831,857
繰延税金資産	297,670
その他	15,035
投資その他の資産合計	20,840,011
固定資産合計	23,793,231
資産合計	53,518,545

(単位：千円)

第28期中間会計期間
(平成24年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	66,078
未払金	
未払収益分配金	33,785
未払償還金	1,070,895
未払手数料	1,435,205
その他未払金	72,465
未払費用	1,101,885
未払消費税等	※2 104,706
未払法人税等	1,639,933
賞与引当金	561,000
その他	314,314
流動負債合計	6,400,270

固定負債

退職給付引当金	120,928
役員退職慰労引当金	53,934
時効後支払損引当金	197,702
固定負債合計	372,564
負債合計	6,772,834

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	36,823,991
利益剰余金合計	44,164,581
株主資本合計	46,386,809

評価・換算差額等

その他有価証券	358,901
評価差額金	
評価・換算差額等合計	358,901

純資産合計	46,745,710
-------	------------

負債純資産合計	53,518,545
---------	------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	22,860,446
投資顧問料	5,548
その他営業収益	64,404
営業収益合計	22,930,399
営業費用	
支払手数料	9,329,547
広告宣伝費	253,610
公告費	1,748
調査費	
調査費	465,037
委託調査費	4,927,785
事務委託費	118,017
営業雑経費	
通信費	44,970
印刷費	216,082
協会費	19,981
諸会費	3,788
事務機器関連費	479,500
その他営業雑経費	8,157
営業費用合計	15,868,227
一般管理費	
給料	
役員報酬	97,198
給料・手当	1,581,710
賞与引当金繰入	561,000
福利厚生費	296,584
交際費	11,132
旅費交通費	66,127
租税公課	57,963
不動産賃借料	349,740
退職給付費用	80,723
役員退職慰労引当金繰入	7,838
固定資産減価償却費	※1 223,128
諸経費	135,324
一般管理費合計	3,468,471
営業利益	3,593,700

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	104,164
有価証券利息	3,543
受取利息	12,662
収益分配金等時効完成分	328,544
その他	1,102
営業外収益合計	450,017
営業外費用	
投資有価証券償還損	8,428
時効後支払損引当金繰入	6,591
その他	46
営業外費用合計	15,067
経常利益	4,028,650
特別利益	
投資有価証券売却益	141,172
特別利益合計	141,172
特別損失	
投資有価証券売却損	32,155
特別損失合計	32,155
税引前中間純利益	4,137,667
法人税、住民税及び事業税	1,626,136
法人税等調整額	△30,367
法人税等合計	1,595,768
中間純利益	2,541,898

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	36,863,331
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	36,823,991
利益剰余金合計	
当期首残高	44,203,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	44,164,581
株主資本合計	
当期首残高	46,426,148
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	723,054
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
純資産合計	
当期首残高	47,149,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△403,492
当中間期末残高	46,745,710

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

第28期中間会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)	
建物	221,331千円
器具備品	322,980千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
有形固定資産	41,040千円
無形固定資産	182,088千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 2,581,238千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 20,800円 |
| ④ 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

(金融商品関係)

第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計 上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	16,996,643	16,996,643	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	3,698,009	3,698,009	—
(4) 長期性預金	5,500,000	5,506,492	6,492
(5) 投資有価証券	13,875,312	13,875,312	—
資産計	48,069,965	48,076,457	6,492
(1) 未払手数料	1,435,205	1,435,205	—
(2) 未払法人税等	1,639,933	1,639,933	—
負債計	3,075,139	3,075,139	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第28期中間会計期間（平成24年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,899,973	6,184,088	715,884
	小 計	6,899,973	6,184,088	715,884
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,936,438	7,202,827	△266,389
	小 計	6,936,438	7,202,827	△266,389
合 計		13,836,412	13,386,916	449,495

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
1株当たり純資産額	376,683.83円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	46,745,710
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	46,745,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	20,482.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,541,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,541,898
普通株式の期中平均株式数(株)	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

<訂正前>

（略）

②資本金の額：324,279百万円（平成23年9月末現在）

（略）

<訂正後>

（略）

②資本金の額：324,279百万円（平成24年9月末現在）

（略）

（2）販売会社

<更新後>

①名称	②資本金の額 (平成24年9月末現在)	③事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成24年4月末現在）

（略）

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年2月末現在）

（略）

独立監査人の中間監査報告書

平成25年2月27日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ ヘッジ付外国債券オープンの平成24年7月20日から平成25年1月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ ヘッジ付外国債券オープンの平成25年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月20日から平成25年1月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月6日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長島 拓也 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。